

**木津川市**

**障がい児通所給付支給決定基準**

平成31年4月

木津川市

## 目次

- 1 支給決定についての基本的な考え方
- 2 種類、内容及び対象
- 3 障がい児支援利用計画
- 4 支給決定までの流れ
- 5 支給変更
- 6 基準支給量

## 1 支給決定についての基本的な考え方

### I 目的

児童福祉法における障がい児通所給付支給決定の透明化・明確化を図るため、支給の要否や支給量の決定に関し支給決定基準（以下「本基準」という。）を設定するものです。

### II 根拠法令等

- ①児童福祉法第二十一条の五の七
- ②障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日付け障発0330第14号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ③障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について（平成28年3月7日付け障発0307第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

### III 基本的な取扱い

- ①原則として支給量の上限は本基準によるものとする。なお、障がい児支援利用計画案の内容を踏まえ、本基準を超えて支給量の決定が必要と認められる場合は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「上限の支給量」という。）を上限として支給量の決定を行う。
- ②障がい児の状態等に鑑み、本市（基幹相談支援センターを含む）を含めた指定障がい児相談支援事業者が主催するサービス調整会議（以下「サービス調整会議」という。）により十分な検討がされ、かつ必要に応じて、関係機関に意見を伺い、市が必要と判断した場合は、上限の支給量を超えて支給を認める場合がある。
- ③通所給付決定にあたっては、障がい児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について決定を行うものとする。
- ④支給決定は恒久的なものではなく、通達資料、支給実績等を勘案し、必要に応じて改正を行う。

### IV 適応日

本基準は平成31年4月1日基準日以降の支給決定について適応します。

## 2 種類、内容及び対象

種類	内容	対象
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童又はこれらに準じる児童</li> <li>・健康推進課、児童相談所又は保健所等が療育の必要性を認める児童</li> </ul>
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由に関連した身体障害者手帳を所持する児童又はこれに準じる児童</li> </ul>
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童又はこれらに準じる児童</li> <li>・健康推進課、児童相談所又は保健所等が療育の必要性を認める児童</li> </ul>
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他必要な支援を行います。	<p>次の事由により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する児童</li> <li>・重い疾病のため、感染症にかかるおそれのある児童</li> </ul>
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する児童又はこれらに準じる児童</li> <li>・健康推進課、児童相談所又は保健所等が療育の必要性を認める児童</li> </ul>

※「準じる児童」は、医師による診断書の提出等により、確認が可能である児童をさす。

※「健康推進課が療育の必要性を認める児童」は、相楽療育教室選考基準に準じる児童をさす。

### 3 障がい児支援利用計画

#### I 障がい児支援利用計画の提出

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい児が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うため、障がい児通所給付支給決定を希望する障がい児について、指定障がい児相談支援事業者が作成する障がい児支援利用計画の提出が必要となります。

(※) ただし、当分の間、地域の実情に鑑み、障がい児支援利用計画を作成する指定障がい児相談支援事業者がセルフプランの提出によっても差し支えないと判断する場合は、基準支給量の範囲内の支給決定に限り、セルフプランの提出に替えてもよいこととします。

#### II 指定障がい児相談支援事業者

障がい児支援利用計画は、本市又は他市町村が指定をした指定障がい児相談支援事業者が作成を行います。障がい児通所給付支給決定を希望する障がい児の保護者は、指定障がい児相談支援事業者と契約し、障がい児支援利用計画作成の依頼を行う必要があります。

## 4 支給決定までの流れ

### I 申請

- ①障がい児通所給付支給決定を希望する障がい児の保護者（以下「申請者」という。）は、市に対して障がい児通所給付支給に係る申請を行います。
- ②市は、申請者に「障がい児支援利用計画案」の提出を依頼します（「障がい児相談支援給付費支給申請書」を交付します。）。※セルフプランを提出する場合、以下の（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）は不要です。
- ③利用を希望する障がい児が障害者手帳を所持しない場合は、医師の意見書（任意様式）等を提出します。

### Ⅱ 契約

- ④申請者は、指定障がい児相談支援事業者と利用契約を行います。

### Ⅲ サービス調整会議

- ⑤指定障がい児相談支援事業者は、必要に応じ、基幹相談支援センター及び市の担当者を招集し、必要となる支給量を勘案します。

### Ⅳ 計画案作成

- ⑥指定障がい児相談支援事業者は、必要に応じ、サービス調整会議及び関係機関の意見を踏まえ、「障がい児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付します。
- ⑦申請者は、「障がい児支援利用計画案」と、併せて「障がい児相談支援給付費支給申請書」を市に提出します。

### V 支給決定

- ⑧市は、「障がい児支援利用計画案」を精査し、支給決定を行い、支給決定通知書及び受給者証を申請者に交付します。

### Ⅵ サービス利用開始

- ⑨申請者は、「障がい児支援利用計画」に沿って、サービスを利用します。

### Ⅶ モニタリング

障がい児相談支援事業者は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5 支給変更

すでに支給を受けているサービスの量などを変更したいときは、障がい児相談支援事業者に変更の障がい児支援利用計画案（又はセルフプラン）を作成し、計画案及び障がい児通所給付支給に係る変更申請書を提出します（計画案の作成にあたって、障がい児相談支援事業者は、必要に応じ、基幹相談支援センター及び市の担当者を招集し、サービス調整会議により、必要となる支給量を勘案します。）。なお、軽微な支給の変更（サービス提供日の変更、提供サービス事業所の変更等）について、障がい児支援利用計画案（又はセルフプラン）の作成は、必要ございません。

## 6 基準支給量

種類	基準支給量	上限の支給量
児童発達支援（児童発達支援センター以外）	15日／月	各月の日数－8日
児童発達支援（児童発達支援センター）	各月の日数－8日	
医療型児童発達支援	15日／月	各月の日数－8日
放課後等デイサービス	15日／月	各月の日数－8日
居宅訪問型児童発達支援	10日／月	
保育所等訪問支援	5日／月	

### I 上限支給量を超えて、支給量を希望する場合の取扱

上限支給量を超えて支給量を希望する場合は、基幹相談支援センター、本市を含めた指定障がい児相談支援事業者が主催するサービス調整会議により十分な検討を行い、かつ必要に応じて、関係機関に意見を求めた上で、支給の要否及び必要な支給量について決定を行います。

### II 放課後等デイサービスに係る指標区分の取扱

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障がい児又は市の調査項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障がい児を指標区分有として判定を行います。ただし、関係する機関による協議、意見の聴取等により、著しく障がい児の状態像と乖離すると認められる場合は、調査項目の修正を行うことがあります。

### III 強度行動障がい支援加算の取扱

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障がい児を有する児童であって、サービス調整会議における別紙調査項目による調査により、自傷、異食、危険につながる飛び出しなどの自身の健康を損ねる行動、他害、大泣きが何時間も続くなどの周囲に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態と市が認める場合を対象とし



ます。

#### IV 留意事項

①障がい児支援利用計画案の支援目標に障がい児本人の課題及び発達支援の必要性、留意事項に支援目標を達成するための具体的な事業所等の取り組みを明記してください。またモニタリングにおいては、その効果及び達成度を明記し、引き続き、基準支給量を超えて支援が必要な場合は、その理由を留意事項に明記してください。

②障がい児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、障がい児支援利用計画案の勘案等により、支給の可否及び必要な支給量について疑義又は調整等が生じる場合は、支給の決定ができない又は支給の決定が遅れる場合があります。

③主として家族の就労支援又は日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、障がい福祉サービスの短期入所、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用してください。

○別紙調査項目（強度行動障がい支援加算関係）

計20点以上であると市が認める障がい児が対象

調査項目	例示	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	髪が無くなるほど頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する、頭の形が変形するほどの殴打など	週に1回以上	1日に1回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	相手が怪我をする噛みつき、蹴り、殴り、髪引き、頭突きなど	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	特定の考え、物、人等に強くこだわることにより、全く動かなくなる、常に動き回る、暴力により相手が怪我をするなど	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、本人又は周りが怪我をしてしまうなど	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障がい	昼夜が逆転してしまっている、睡眠薬を服用しているなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	便や刃物など、食べることで身体に著しく支障をきたす異食、体重が半減するほどの拒食、嘔吐しても食べ続けるほどの過食、嘔吐後、原形を留めない物を再度食べる反すうなど	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障がい	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁になすりつけるなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出し、常に飛び跳ねて走り回るなど	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の	耐えられないような大声を出す、一度泣き始めると大泣きが	ほぼ毎日	一日中	絶えず

行動	何時間も続くなど			
沈静化が困難なパニック	パニックになると、大声、暴力が頻出し、止めることにより相手が危険にさらされるほどの状態となるなど			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行動	急に豹変し、強迫や暴力により相手に危がいを加えるといった関わっている側が恐怖を感じさせられるほどの状態になるなど			あり